

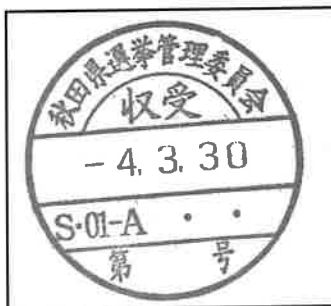
(その1)

【 令和 3年 分 】

収 支 報 告 書

1	政治団体の名称	あたらしいあきたをつくるかい 新しい秋田をつくる会
2	主たる事務所の所在地	〒010-0042 秋田市桜1丁目13-32
3	代表者の氏名	鈴木 一正
4	会計責任者の氏名	山田 綾子
	収支報告書作成 担当者の氏名	山田 綾子
	電話連絡先	090-1806-1983

※選管受付印



※ 太枠内に必要事項を記入してください。

(※該当箇所へ☑を入れる)

政治団体の区分	
☐ 政党の支部	☒ その他の政治団体
☐ 政治資金規正法第18条の2 第1項の規定による政治団体 (=政治団体以外の者が対価1千万円 以上のパーティを開催した場合)	☐ その他の政治団体の支部
活動区域の区分	
☒ 秋田県内	☐ 2以上の都道府県の区域等

(※前年12月31日又は解散日現在)

資金管理団体の指定の有無	
☐ 有	
☒ 無	
(※以下は、「有」の場合のみ記載)	
公職の種類	(現・候)
資金管理団体 の届出をした 者の氏名	

(※前年12月31日又は解散日現在)

国会議員関係政治団体の区分	
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項1号に係る 国会議員関係政治団体	
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項2号に係る 国会議員関係政治団体	
公職の候補者 の氏名	
公職の種類	(現・候)

資金管理団体の指定の期間
(※年途中で指定又は取消した場合のみ記入)

令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
(※年途中で指定又は取消した場合のみ記入)

令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

収 支 の 状 況

(その2)

1 収支の総括表

収 入 総 額	A=B+C	十億 百万 千 円 2,070,000
(前年からの繰越額) B		0 ←前年の「翌年への繰越額」と一致 ✓
(本年の収入額) C		2,070,000
支 出 総 額	D	1,973,147
翌年への繰越額	E=A-D	96,853

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

金 額	十億 百万 千 円
員数 (党費又は会費を納入した実人数)	人

(2) 寄 附

ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分	金 額	備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	十億 百万 千 円 2,000,000	(※その7①に内訳を記載)
(うち特定寄附)		(※資金管理団体のみ)
(イ) 法 人 そ の 他 の 団 体 か ら の 寄 附		(※その7②に内訳を記載)
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附	70,000	(※その7③に内訳を記載)
小 計 (ア)+(イ)+(ウ)	2,070,000	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)		(※その8に内訳を記載)
イ 政 党 匿 名 寄 附		(※その9に内訳を記載)
合 計 (ア+イ)	2,070,000	

政党(支部)以外は法人その他の団体から寄附を受けることはできません。

政治団体の本部・支部からの交付金は(その5)に計上すること。

(その7①)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分		個人
寄付者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考
沼谷 純	^{十億} ^{百万} ^千 ^円 1,500,000	R3.01.10	秋田市横森4丁目6-43	秋田県議会議員	
沼谷 綾	500,000	R3.01.10	秋田市横森4丁目6-43	会社員	
この頁の小計	2,000,000	同一者（団体）からの寄附の合計が年間5万円を超えるものについては個別に記載するとともに、その寄附をした者ごとに名寄せして寄附者ごとに小計を記載する。 5万円以下の寄附は一括して「その他の寄附」に計上して構わないが、課税上の優遇措置を受ける場合には個別に記載する。			
その他の寄附					
合計	2,000,000				

(その7③)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分		政治団体
団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
緑川たかし後援会	十億 百万 千 円 70,000	R3.03.28	秋田県大館市三の丸92	緑川貴士	自動車の無償提供
この頁の小計	70,000	同一者（団体）からの寄附の合計が年間5万円を超えるものについては個別に記載するとともに、その寄附をした者ごとに名寄せして寄附者ごとに小計を記載する。 5万円以下の寄附は一括して「その他の寄附」に計上して構わないが、課税上の優遇措置を受ける場合には個別に記載する。			
その他の寄附					
合 計	70,000				

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表				
項 目		金 額	備	考
			うち本部又は支部に供与した 交付金（会費等）に係る支出 （再掲）	
1 経 常 経 費	(1) 人 件 費	125,000		
	(2) 光 熱 水 費			
	(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費			
	(4) 事 務 所 費			
	小 計 (A)	125,000		
2 政 治 活 動 費	(1) 組 織 活 動 費	18,130		
	(2) 選 挙 関 係 費			
	(3) 機関紙誌の発行その他の事業費 (ア～エの計)	1,760,017		(ア～エの計)を記載
	(ア)機関紙誌の発行事業費			
	(イ)宣伝事業費	1,760,017		
	(ウ)政治資金パーティー開催事業費			
	(エ)その他の事業費			
	(4) 調 査 研 究 費			
	(5) 寄 附 ・ 交 付 金			
	(6) そ の 他 の 経 費	70,000		
	小 計 (B)	1,848,147		
合 計 (A+B)		1,973,147	「備考」欄に記載する本部・支部間の交付金等に係る支出は、（その16）本部・支部間の交付金支出の内訳と対応する。	

(その15)

(1) 政活動費の内訳			項目別区分 組織活動費 (食事代)		
支出の目的	金額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (名称)	支出を受けた者の住所 (主たる事務所の所在地)	備 考
食事代	十億 百万 千 円 2,400	R3. 03. 28	天吉食堂	秋田市浜田字宮田沢193-2	3名分
飲料代	300	R3. 03. 28	LOWSON秋田新屋鳥木町店	秋田市新屋鳥木町3-1	
食事代	3,450	R3. 03. 30	大黒屋	秋田市仁井田落見町7-18	3名分
食品代	1,870	R3. 03. 31	クレアシオン	秋田市仁井田本町5丁目11-2	
食事代	1,130	R3. 03. 31	麺や うるとら	秋田市土崎港北7丁目5-59	1名
食事代	2,550	R3. 04. 01	お食事処 秋桜	秋田市新屋豊町4-24	3名分
食事代	2,530	R3. 04. 02	味処 亀や	秋田市広面字樋ノ口109-3	3名分
食事代	3,900	R3. 04. 03	お食事処 多加箸	秋田市東通3丁目9-22	4名分
こ の 頁 の 小 計	18,130	1件当たり5万円以上の支出（国会議員関係政治団体は、1件当たり1万円を超える支出）について個別に記載する。（領収書等の写しを添付） ← 1件当たり5万円未満の支出（国会議員関係政治団体は、1件当たり1万円以下の支出）を合計した金額をまとめて記載する。			
そ の 他 の 支 出					
合 計	18,130				

(その15)

(1) 政活動費の内訳			項目別区分 その他の経費 (金銭以外のものによる寄附相当分)		
支出の目的	金額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (名称)	支出を受けた者の住所 (主たる事務所の所在地)	備 考
金銭以外のものによる寄附相当分	十億 百万 千 円 70,000	R3. 03. 28	緑川たかし後援会	秋田県大館市三の丸92	
この頁の小計	70,000	1件当たり5万円以上の支出(国会議員関係政治団体は、1件当たり1万円を超える支出)について個別に記載する。(領収書等の写しを添付) ←1件当たり5万円未満の支出(国会議員関係政治団体は、1件当たり1万円以下の支出)を合計した金額をまとめて記載する。			
その他の支出					
合 計	70,000				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分 宣伝事業費 (ポスター・ビラ・パンフレットの作成費)		
支出の目的	金額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (名称)	支出を受けた者の住所 (主たる事務所の所在地)	備 考
ビラデザイン印刷費	十億 百万 千 円 651,750	R3. 04. 08	株式会社SeeVisions	秋田市南通亀の町4-15ヤマキウビル	
ビラポスティング費	726,840	R3. 04. 08	株式会社SeeVisions	秋田市南通亀の町4-15ヤマキウビル	
ビラ折込費	66,697	R3. 04. 08	株式会社SeeVisions	秋田市南通亀の町4-15ヤマキウビル	
こ の 頁 の 小 計	1,445,287	1件当たり5万円以上の支出(国会議員関係政治団体は、1件当たり1万円を超える支出)について個別に記載する。(領収書等の写しを添付) ←1件当たり5万円未満の支出(国会議員関係政治団体は、1件当たり1万円以下の支出)を合計した金額をまとめて記載する。			
そ の 他 の 支 出					
合 計	1,445,287				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分 宣伝事業費 (宣伝用自動車の購入・維持費)		
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (名称)	支出を受けた者の住所 (主たる事務所の所在地)	備 考
自動車看板製作費	^{十億} ^{百万} 85,800 ^千 ^円	R3. 04. 08	株式会社SeeVisions	秋田市南通亀の町4-15ヤマキウビル	
車両修理費	121, 000	R3. 04. 08	株式会社SeeVisions	秋田市南通亀の町4-15ヤマキウビル	
キャリア取り付け費	40, 330	R3. 04. 08	羽後日産モーター株式会社	秋田市保戸野鉄砲町13-2	
こ の 頁 の 小 計	247, 130	1件当たり5万円以上の支出（国会議員関係政治団体は、1件当たり1万円を超える支出）について個別に記載する。（領収書等の写しを添付） ←1件当たり5万円未満の支出（国会議員関係政治団体は、1件当たり1万円以下の支出）を合計した金額をまとめて記載する。			
そ の 他 の 支 出					
合 計	247, 130				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分 宣伝事業費 (遊説費)		
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (名称)	支出を受けた者の住所 (主たる事務所の所在地)	備 考
ガソリン代	十億 百万 千 円 5,934	R3. 02. 27	協和石油株式会社	秋田市上北手百崎字境田351-1	
ガソリン代	5,106	R3. 03. 01	株式会社JA秋田なまはげライフサービス	秋田市雄和田草川鱸155-74	
ガソリン代	5,455	R3. 03. 06	株式会社山二	秋田市中通2-5-20	
ガソリン代	5,880	R3. 03. 09	大民石油販売株式会社	秋田市櫛山登町1-28	
ガソリン代	5,000	R3. 03. 11	カメイ株式会社	秋田市東通7-7-1	
ガソリン代	6,435	R3. 03. 14	株式会社丸伊商店	秋田市仁井田二ツ屋1-9-10	
ガソリン代	3,000	R3. 03. 16	株式会社山二	秋田市中通2-5-20	
ガソリン代	5,358	R3. 03. 17	株式会社男鹿興業社	秋田市広面字谷地沖22-1	
ガソリン代	7,325	R3. 03. 30	カメイ株式会社	秋田市東通7-7-1	
ガソリン代	8,140	R3. 04. 01	株式会社山二	秋田市八橋本町3-20-11	
ガソリン代	7,717	R3. 04. 06	株式会社木村スタンド	秋田市広面字宮田25-1	
道路使用許可申請費	2,250	R3. 02. 19	秋田地区交通安全協会東支所	秋田市上北手百崎字内山60	
こ の 頁 の 小 計	67,600	1件当たり5万円以上の支出(国会議員関係政治団体は、1件当たり1万円を超える支出)について個別に記載する。(領収書等の写しを添付) ←1件当たり5万円未満の支出(国会議員関係政治団体は、1件当たり1万円以下の支出)を合計した金額をまとめて記載する。			
そ の 他 の 支 出					
合 計	67,600				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

※全項目について「有」又は「無」に☑を入れる。

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

※「有」の場合、項目別区分ごとに内訳を(その18)に記載する。

(その20)

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

(添付したものに☑をつける。)

☒
☐

- 1 領収書等の写し
- 2 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 4 年 3 月 29 日
政治団体の名称 新しい秋田をつくる会
会計責任者の氏名 山田 綾子
※代表者の氏名 鈴木 一正

(備考)

- 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名その他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を有する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 3 解散の場合、「解散届」及び「資金管理団体でなくなった旨の届」(資金管理団体のみ)も併せて提出する。